

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計 画 主 体	北海道 当麻町

当麻町鳥獣被害防止計画(第 6 次)

<連絡先>

担 当 部 署 名 北海道上川郡当麻町農林業振興課
所 在 地 北海道上川郡当麻町 4 条東 3 丁目 4 番 6 3 号
電 話 番 号 0 1 6 6 - 8 4 - 2 1 2 3
F A X 番 号 0 1 6 6 - 8 4 - 4 1 2 5
メー ル ア ド レ ス sougou@town.tohma.hokkaido.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ・アライグマ・ヒグマ・キツネ・ハシブトガラス ハシボソガラス
計画期間	令和7年 4月 1日～令和10年 3月31日
対象地域	北海道上川郡当麻町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		金額（千円）	面積（h a）
エゾシカ	水稲	2,515	1.922
	大豆	634	3.119
	とうもろこし	10	0.009
	そば	70	0.553
	牧草	1,184	23.035
	その他農作物	60	0.200
	小 計	4,473	28.838
アライグマ	水稲	10	0.008
	スイカ	362	0.027
	とうもろこし	83	0.072
	その他農作物	33	0.170
	小 計	488	0.277
ヒグマ	スイカ	0	0
	とうもろこし	0	0
	小 計	0	0
キツネ	スイカ	70	0.005
	とうもろこし	30	0.026
	その他農作物	10	0.020
	小 計	110	0.051
ハシブトガラス ハシボソガラス	とうもろこし	0	0
	その他農作物	0	0
	小 計	0	0

(2) 被害の傾向

【エゾシカ】

水稲は生育期間全般にわたり食害・踏害があり、年間を通して農作物被害がある。また、大豆や牧草地の被害も多い状況であり、農業者にとっては深刻な問題となっている。

【アライグマ】

現在当麻町では、町内全域においてアライグマの目撃及び農作物被害が発生している。4年度は193頭、5年度は305頭と捕獲数が多いことから個体数が増加しているものと推測される。

【ヒグマ】

4月～9月にかけて目撃情報が増えており、農作物ではスイカやとうもろこし等の食害が発生している。頻繁な出没は、農業や生活環境など様々な面で重大な人身事故につながる恐れがあるため、安全確保対策が求められている。

【キツネ】

スイカ・とうもろこし等の農作物被害が報告されており、ビニールハウスに穴を空けるなど農業用資材の被害報告もある。また、水田周りの畔に巣穴を掘る被害も報告されている。

【ハシブトガラス・ハシボソガラス】

とうもろこしの農作物被害やビニールハウスに穴を空けるなど農業用資材の被害が報告されている。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和5年度）		目標値（令和9年度）	
	被害金額 （千円）	被害面積 （h a）	被害金額 （千円）	被害面積 （h a）
エゾシカ	4,473	28.838	3,570	23.070
アライグマ	488	0.277	390	0.220
ヒグマ	0	0	0	0
キツネ	110	0.051	90	0.040
ハシブトガラス ハシボソガラス	0	0	0	0
合 計	5,071	29.166	4,050	23.330

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
<p>捕獲等に関する取組</p>	<p>【共通事項】</p> <p>有害鳥獣の捕獲に関し猟友会へ一部運営費助成を行っている。(定額 150,000 円/年)</p> <p>【エゾシカ】</p> <p>農作物被害防止のため一年を通して、管理を目的に町が申請者となり地元猟友会の協力のもと、銃器による捕獲を実施している。</p> <p>捕獲報奨金 8,000 円/頭を支給している。</p> <p>捕獲実績 ~ 令和 4 年度… 80 頭 令和 5 年度… 135 頭 令和 6 年度… 143 頭 (R7.1.31 現在)</p> <p>【アライグマ】</p> <p>多面的機能支払交付金事業の対象地においては、同事業の取組として箱わなによる捕獲を実施している。この対象地以外においては、農協と連携し、組合員については農協が所有している箱わなを貸し出し、捕獲を実施している。(箱わなについては町の助成金により購入。) 組合員以外については当麻町が箱わなを設置し、捕獲を実施している。</p> <p>(外来生物法に基づく防除実施計画の策定。防除実施期間：R3.4.9~R13.3.31)</p> <p>捕獲実績 ~ 令和 4 年度… 193 頭 令和 5 年度… 305 頭 令和 6 年度… 180 頭 (R7.1.31 現在)</p> <p>防除従事者 113 名 (R6.4.1 現在)</p> <p>【ヒグマ】</p> <p>主に銃器による捕獲を中心としているが、頻繁に出没する場所については箱わなも併用している。目撃情報があった場合、注意看板を設置するとともに、近隣住民へ注意の呼びかけ及び町内放送を実施する。また、猟友会へ目撃箇所を中心に巡視を依頼し、警察への報告も行っている。</p> <p>○捕獲実績 ~ 令和 4 年度… 2 頭</p>	<p>課題</p> <p>現在、猟友会の会員は町内で 8 名いるが、それぞれ仕事等の都合により日中の巡視が難しく、集中的な捕獲が実施できない状況のため、わなによる捕獲を推進していく上で必要な従事者の確保を検討していかなければならない。</p> <p>また、会員の高齢化も進んでいることから組織の充実・拡大についても検討していかなければならない。</p> <p>4 月～9 月の捕獲数は多いが、冬期間の捕獲がほとんど無いため、通年で捕獲体制整備が必要と考える。</p> <p>今後は新しい罠による捕獲も検討していかなければならない。</p> <p>現在、猟友会の会員は町内で 8 名いるが、仕事等の都合により目撃後、すぐに巡視が実施できない状況があるため、すぐに対応できる体制作りが必要である。</p>

	<p>【キツネ・ハブトガラス・ハブソガラス】</p> <p>捕獲については農作物被害防止及び生活環境被害防止を目的に、町が申請者となり地元猟友会の協力のもと、銃器による捕獲を実施している。</p> <p>捕獲実績</p> <p>キツネ～ 令和4年度… 2頭 令和5年度… 13頭 令和6年度… 14頭</p> <p>ハブトガラス～ 令和4年度… 1羽 ハブソガラス 令和5年度… 1羽</p>	<p>現在、猟友会の会員は町内で8名いるが、それぞれ仕事等の都合により日中の巡視等が難しく、集中的な捕獲が実施できない状況である。</p> <p>また、会員の高齢化も進んでいることから組織の充実・拡大についても検討していかなければならない。</p>
防護柵の設置等に関する取組	町単独事業として電気柵設置を希望する農家へ、事業費の3分の1以内を助成している。	電気柵の設置については牧草地等の面積が広い場所については、経済的観点からも設置が困難な状況もある。
生息環境管理その他の取組	水田や畑など作付箇所以外の農地についても草刈りや砂利引きによる保全を行い、緩衝帯を設けている。	緩衝帯の設置について、牧草地等の面積が広い箇所については、保全管理が行き届かない状況もある。

(5) 今後の取組方針

<p>【エゾシカ】</p> <p>電気柵設置補助金を継続し、農作物被害防止に努める。また、地元猟友会の協力を得て、営農時期の捕獲頭数の拡大を図り農作物被害の軽減を図る。</p> <p>【アライグマ】</p> <p>外来生物法の防除実施計画に基づき、農業協同組合等関係機関と捕獲体制の連携を図り、研修会等の実施により防除従事者の拡大に努め、駆除対策を推進していく。</p> <p>【ヒグマ】</p> <p>引き続き地元猟友会の協力を得て、農業被害の拡大防止と人身事故発生防止のため、巡視や近隣住民への普及啓発を中心とした対策を行う。</p> <p>また、ヒグマの行動範囲が広く特定できないため、近隣市町との情報交換を行い被害の未然防止に努める。</p> <p>【キツネ・ハブトガラス・ハブソガラス】</p> <p>引き続き地元猟友会の協力を得て、農業被害の拡大防止に努める。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>【エゾシカ】</p> <p>一年を通して管理をするために、町が申請者となり北海道に鳥獣捕獲許可申請を行い、地元猟友会の協力を得て銃器・わなによる捕獲を継続して実施する。</p> <p>また、猟友会の会員にライフル銃を所持させる事由がある場合、必要性があるものについては、町にて推薦及び実態説明の証明を行う。</p> <p>【アライグマ】</p> <p>農業者及び農業協同組合等関係機関との連携により効率的な捕獲体制を検討し、特定外来生物の防除実施計画に基づく防除従事者の増員に努め、捕獲頭数の増加と農作物被害を最小限に食い止めるため箱わなによる捕獲を実施する。</p> <p>【ヒグマ】</p> <p>地元猟友会の協力を得て目撃情報のあった場所を中心に巡視を行うとともに、農作物被害の防除対策を徹底し、これらの対策によっても人に危害が及ぶ危険性がある場合や農作物被害が発生するおそれがある場合は銃器による捕獲を実施する。</p> <p>また、猟友会の会員にライフル銃を所持させる事由がある場合、必要性があるものについては、町にて推薦及び実態説明の証明を行う。</p> <p>【キツネ・ハシブトガラス・ハシボソガラス】</p> <p>農作物被害の防除対策を徹底し、これらの対策によっても被害が発生するおそれがある場合は、被害を軽減することを目的に町が申請者となり、鳥獣捕獲許可申請を行い、地元猟友会の協力を得て銃器による捕獲を継続して実施する。</p>
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	エゾシカ ヒグマ	有害鳥獣捕獲に関し、猟友会へ一部運営費助成。(定額 150 千円) 捕獲報奨金の継続 ・ヒグマ 50,000 円/頭 ・エゾシカ 8,000 円/頭 ・キツネ 5,000 円/頭 ・ハシブトガラス・ハシブトガラス 500 円/羽 狩猟免許の取得費用の助成(上限 100 千円)
	アライグマ	研修会実施による防除従事者の拡大
令和8年度	エゾシカ ヒグマ	有害鳥獣捕獲に関し、猟友会へ一部運営費助成。(定額 150 千円) 捕獲報奨金の継続 ・ヒグマ 50,000 円/頭 ・エゾシカ 8,000 円/頭 ・キツネ 5,000 円/頭

		・ハシブトガラス・ハシブトガラス 500 円/羽 狩猟免許の取得費用の助成（上限 100 千円）
	アライグマ	研修会実施による防除従事者の拡大
令和 9 年度	エゾシカ ヒグマ	有害鳥獣捕獲に関し、猟友会へ一部運営費助成。（定額 150 千円） 捕獲報奨金の継続 ・ヒグマ 50,000 円/頭 ・エゾシカ 8,000 円/頭 ・キツネ 5,000 円/頭 ・ハシブトガラス・ハシブトガラス 500 円/羽 狩猟免許の取得費用の助成（上限 100 千円）
	アライグマ	研修会実施による防除従事者の拡大

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>【エゾシカ】 エゾシカによる農作物被害の拡大を防ぐため、令和 6 年度までの捕獲実績頭数を勘案し、年間捕獲計画数を設定する。</p> <p>【アライグマ】 外来生物法の防除実施計画に基づく防除従事者による箱わなの捕獲を実施し、被害拡大を防ぐため、令和 6 年度までの捕獲実績頭数を勘案し、年間捕獲計画数を設定する。</p> <p>【ヒグマ】 山間部のほか、民家付近でも目撃情報が増えているが、人への危険性及び農作物の被害が発生した場合に限り捕獲するので年間捕獲頭数は設定しない。</p> <p>【キツネ・ハシブトガラス・ハシボソガラス】 令和 6 年度までの捕獲実績頭数を勘案し、年間捕獲計画数を設定する。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
エゾシカ	170 頭	170 頭	170 頭
アライグマ	350 頭	350 頭	350 頭
ヒグマ	—	—	—
キツネ	18 頭	18 頭	18 頭
ハシブトガラス ハシボソガラス	20 羽	20 羽	20 羽

捕獲等の取組内容
<p>【エゾシカ】 捕獲区域は町内全域とする。（ただし、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号の場所及び区域を除く。以下同じ。） 捕獲期間については、一年間を通して設定し、2～3期に分けて捕獲許可申請を行う。また、可猟期間中についても捕獲許可申請を行い、年間を通じた捕獲を実施する。 捕獲方法については銃器（ライフル・散弾銃）及びわなとする。</p> <p>【アライグマ】 捕獲区域は町内全域とし、捕獲は随時実施する。 特定外来生物の防除実施計画に基づき、防除従事者が箱わなにより捕獲し、被害の拡大を防ぐ。</p> <p>【ヒグマ】 捕獲区域は町内全域とする。 捕獲期間については、可猟期間終了日の翌日から可猟期間開始日の前日までとし、捕獲許可申請を行う。 捕獲方法については主に銃器（ライフル・散弾銃）とし、状況によっては箱わなも併用する。</p> <p>【キツネ・ハシブトガラス・ハシボソガラス】 捕獲区域は町内全域とする。 捕獲期間については、可猟期間終了日の翌日から可猟期間開始日の前日までとし、捕獲許可申請を行う。 捕獲方法については主に銃器（散弾銃・空気銃）とし、状況によっては箱わなを使用していく。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>【必要性】 エゾシカ及びヒグマの比較的大型の獣種について、ライフル銃以外の猟銃又はわなでの捕獲が困難な場合、被害を最小限に抑えるため、射程が長く、捕獲能力が高いライフル銃を使用し、遠距離から安全かつ確実に、また短時間で効率よく捕獲を行うことが不可欠であることから。</p> <p>【取組内容】 捕獲手段：ライフル銃による捕獲 実施予定時期：令和7年4月1日～令和10年3月31日 実施予定場所：当麻町一円</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エゾシカ	電気柵の設置（町単独補助） ・件数 ～ 5件 ・補助金 ～ 500千円 ・事業費の3分の1以内 ○補助実績 令和4年度 2件 補助金 293千円 令和5年度 5件 補助金 735千円 令和6年度 4件 補助金 493千円	電気柵の設置 前年度に電気柵設置要望の受け付けをし、翌年度に予算化するため未定。	

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 令和8年度 令和9年度	エゾシカ ヒグマ	定期巡回 農林水産廃棄物・生ごみ等の適正管理指導

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

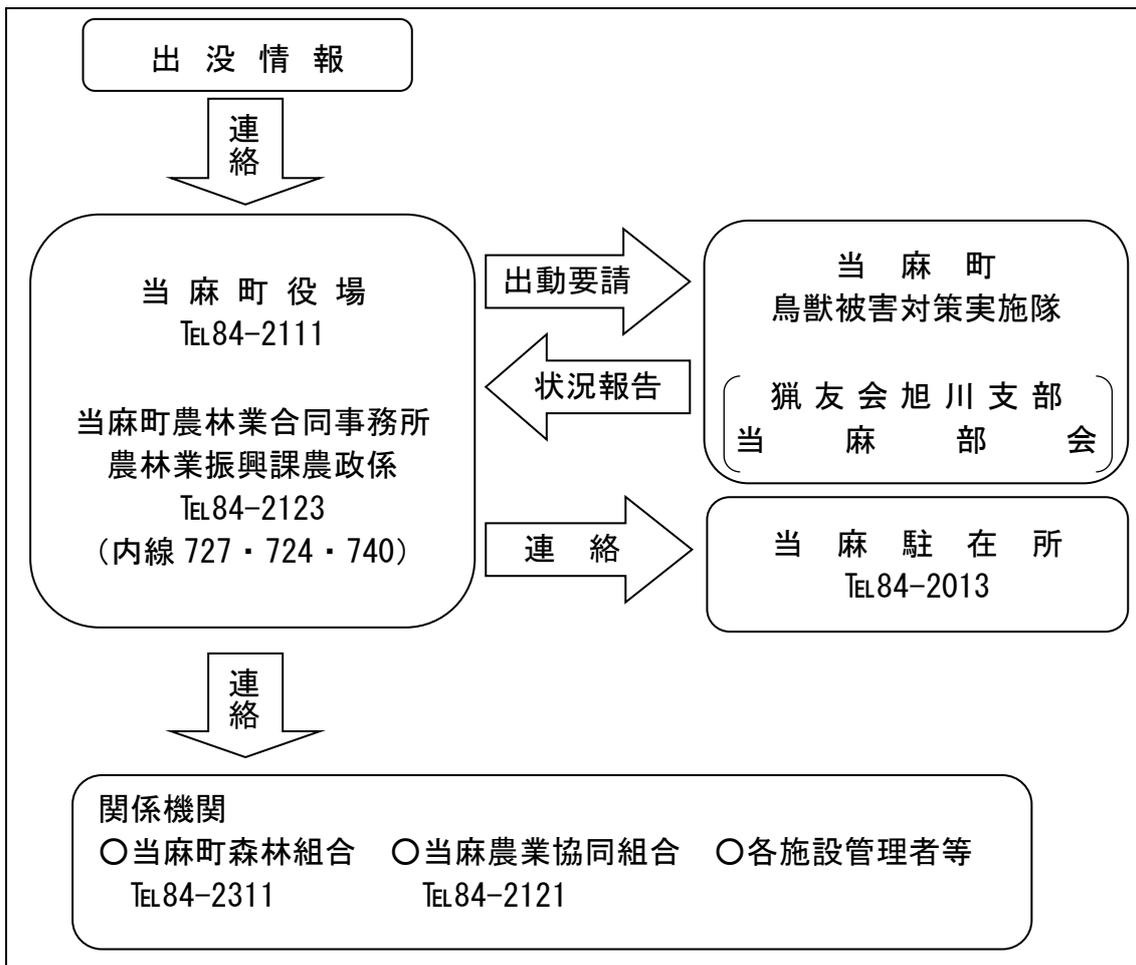
年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 令和8年度 令和9年度	エゾシカ ヒグマ	作付箇所以外の農地の保全（草刈り、砂利敷き）

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
当麻町	危険区域確認・巡回、付近住民へ周知、町内放送及び公式LINEにより注意喚起、注意看板の設置、関係機関への連絡（森林組合等）
当麻町鳥獣被害対策実施隊 （猟友会旭川支部当麻部会）	危険区域巡回、出没時駆除
当麻駐在所	出没現場整理、付近住民へ周知
当麻町森林組合	林内作業員への連絡
当麻農業協同組合	農業者への情報提供

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

【エゾシカ】

可猟期間以外の捕獲においても、受け入れ可能な民間の処理加工施設を利用し、それ以外については、従事者が持帰り、解体後の残滓についてはゴミ処理場で焼却処分を行うが、持ち帰りが困難な場合は捕獲現場で適正に埋設処理する。

【アライグマ】

できる限り苦痛を与えない方法により殺処分し、ゴミ処理場で焼却処分を行う。

また、学術研究・展示・教育その他公益上の必要があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第5条第1項に基づく飼養等の許可を得ている者で、特定外来生物を適法に取り扱うことができる者に譲り渡す。

【ヒグマ】

大学など学術研究機関から要請があった場合は検体を提供する。

【キツネ・ハシブトガラス・ハシボソガラス】

解体後の残滓についてはゴミ処理場で焼却処分を行うが、持ち帰りが困難な場合は捕獲現場で適正に埋設処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	民間の処理加工施設を利用し、食肉、加工品の材料として活用。
ペットフード	民間の処理加工施設を利用し、食肉として取り扱えない部分も有効的に活用。
皮革	該当なし
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	鹿の角については、漢方の原料としての活用を予定。その他についても利用方法を検討。

(2) 処理加工施設の実施体制

当麻町及び近隣の民間の処理加工施設を利用

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	当麻町鳥獣被害防止対策協議会 (平成 25 年 3 月 28 日設置)
構成機関の名称	役割
当麻町	鳥獣被害防止対策の統括、鳥獣被害防止計画の策定・変更、捕獲従事者への連絡調整、捕獲許可申請事務、農林業被害調査、住民への普及啓発、関係機関との連絡調整
当麻町農業委員会	農地等に関する情報収集・提供等
当麻農業協同組合	農業者被害情報の収集・提供、アライグマ捕獲従事者（組合員）への支援（捕獲処理）
当麻町森林組合	民有林被害情報収集・提供
北海道猟友会旭川支部当麻部会	対象鳥獣の捕獲、出没箇所付近の巡視

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道上川総合振興局 農務課	鳥獣被害防止計画の指導
北海道上川総合振興局 環境生活課	鳥獣被害対策の窓口（捕獲許可等）
北海道上川総合振興局 南部森林室	道有林内の被害調査、情報提供
当麻土地改良区	各種情報の収集・提供等
上川農業改良普及センター	被害情報の収集・提供等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

当麻町鳥獣被害対策実施隊（令和5年4月1日設置） ・実施隊員：猟友会旭川支部当麻部会の会員から委嘱する。 ・職務内容：当麻町鳥獣被害防止計画により町長が指示する有害鳥獣の捕獲等に従事する。 設置の目的を達成するため町長が必要と認める事項。
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

担い手育成のため、狩猟免許取得費用の一部助成事業の実施。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし
